

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

平成26年4月

埼玉県立熊谷商業高等学校

目 次

巻頭

〇いじめ撲滅宣言

〇いじめの見極めと状況別対応及びフロー図

第 1	いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針	1
第 2	いじめの防止等のための対策の基本となる事項	1
	(1) 基本施策	
	ア 学校におけるいじめの防止	1
	イ いじめの早期発見のための措置	2
	ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対策	2
	(2) いじめ防止等に関する措置	
	ア いじめの防止等の対策のための組織編制	2
	イ いじめに対する措置	3
	(3) いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について	4
	(4) 法第 23 条に基づく報告について	4
	(5) 重大事案と報告について	5
	(6) 学校評価における留意事項	5
第 3	年間行事予定	6
巻末	参考文献・報告書式等	
	〇埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の概要	
	〇様式 1 いじめが疑われる事案の発生について（報告）	
	〇様式 2 いじめ事案への対応について（報告）	
	〇いじめ防止対策推進法に基づく学校から教育委員会への報告要領	

いじめ撲滅宣言

私たちは、生徒たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるために、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い信念、決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言します。

○学校では、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった生徒に全力で寄り添い守ります。

家庭、地域、県や市町村、関係団体では学校の組織的な取組を全力で支援します。

○家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。

我が子がいじめをしたら本気で叱り、迅速な対応を行います。

○地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。

○県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

いじめの見極めと状況別対応

未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることを伝えあえる雰囲気づくりをします。情報を共有し、同一目線で生徒に向き合える体制をつくります。
- 2 いじめは絶対に許さない。いじめられている子供を守り抜いていくことを宣言します。
- 3 いじめ防止の組織づくり、基本方針を作成します。(13条の基本方針)
- 4 いじめの理解と抑止に結びつく調査(アンケート)等を実施します。
- 5 道徳や人権の学習をとおして、心の教育を推進します。
- 6 社会性を育成するプログラムを実践します。

早期発見

いじめの情報・訴え等



早期対応

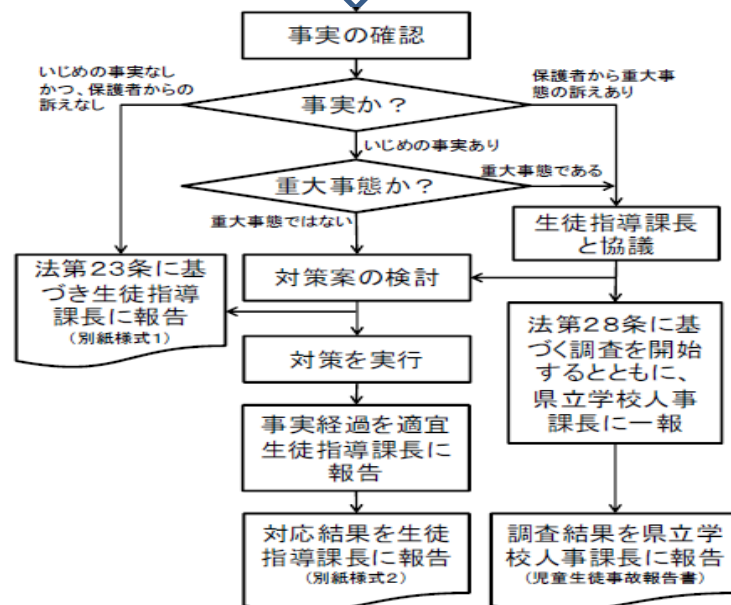
- 1 即時にチームで対応

【事実確認・情報収集】

- ・ いじめられた側の生徒から
- ・ 保護者から
- ・ 教職員から
- ・ いじめた側の生徒から
- ・ その他(友人など)から



いじめに即応するための
フロー図



1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、近年ではインターネットや携帯電話、スマートフォンの普及により、人と人との意思疎通やコミュニケーションが著しく希薄になっている。ネットツール（SNS）等を使用し、知らないうちに他者を傷つけることになり、それが基となって過剰ないじめ（ネットいじめ）に発展する事案も増えつつある。ネットいじめでは、個人情報や身に覚えのない誹謗中傷が安易にネット上に流れるだけではなく、見ず知らずの第三者がいじめに加わるなど、加害者側と被害者側の関係が複雑化かつ多様化しており、学校や保護者から関係が見えにくくなっているという点が特徴である。

そこで、埼玉県立熊谷商業高等学校（以下、「本校」という）では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を講じることにした。

対策の指針として本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指して、いじめ防止等の対策を教職員一丸となって効果的に推進するために「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という）を策定するものである。

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針に参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では文部科学省におけるいじめの定義を基に、全職員が「（いじめの禁止）生徒は、何があろうとも絶対にいじめを行ってはならない。」「（学校及び教職員の責務）いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。」という基本理念に立ち、保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するとともに再発防止に努めることをこの基本方針の中で約束する。

2 いじめの防止等のための対策

（1）基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- （ア）学校の重点目標の中に、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ組織的に取り組むこととする。
- （イ）ひとりひとりの生徒を大切にし、授業研究を通してわかりやすい授業展開に努め、基礎基本の定着を図る。補習や補充授業を行いながら、孤立する生徒をつくらぬ努力をする。

- (ウ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (エ) P T Aの諸活動や、生徒の自助共助の取組を積極的に支援するとともに、生徒が身の周りに起こりうる様々な問題を解決しながら、他者と協調し協働の精神のもと調和的に生きていく社会性を養うことで、いじめの撲滅を目指す。
- (オ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (カ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育（講演会、作文、L H R）等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ②保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）
- ③教育相談・面談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年1回（6月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任との連携を強化する。
- ②生徒の状況、情報は職員会議などを利用し全職員で共有する。
- ③生活指導部を中心とし、いじめ防止対策の特別な組織を立ち上げ対応する。

(ウ) いじめ防止対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止対策に関する研修を年間行事計画に位置づけて実施する。いじめの防止対策に関する教職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会や講演会等を行う。また県教育委員会と連携を図り、ネット見張り隊の情報を基に、的確な情報を集約し、迅速に対応できるよう体制を整備する。

また、本校は今年度も継続し高校教育指導課と連携しながら、「ネットいじめ対応フィルタリング解除」を申請した。ネット上の悪質な書き込みや、誹謗中傷などに即応できるように、フィルタリングを解除した専用端末を1台用意し、有事への対策を講じている。

(2) いじめ防止対策に関する組織編制

ア いじめ防止対策のための組織「拡大生徒指導委員会」（仮称）の設置

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が校長のリーダーシップの下、全職員の

協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ防止対策を実効的に行うために、本校では次の機能を担う「拡大生徒指導委員会」（仮称）を設置する。

〈構成員〉

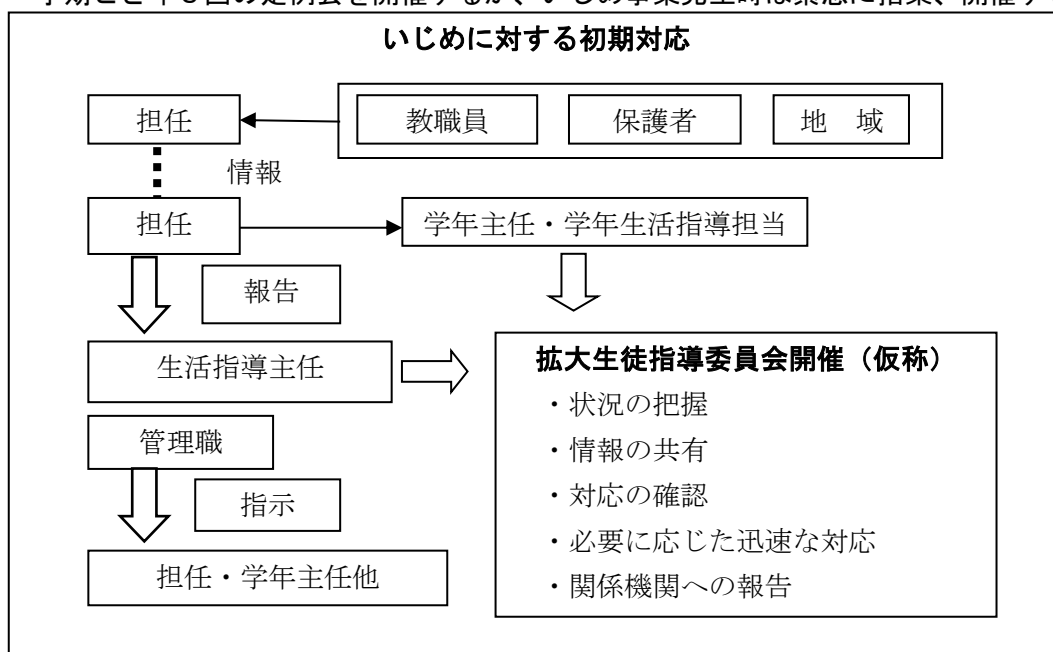
校長、教頭、生活指導部主任、生活指導部員、教務主任、1学年主任、2学年主任
3学年主任、養護教諭、該当学級担任、特別支援コーディネーター、
その他いじめの事案や種別に対応するため、必要に応じて教職員を配置する。

〈活 動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止対策に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。

〈開 催〉

学期ごと年3回の定例会を開催するが、いじめ事案発生時は緊急に招集、開催する。



イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる場合がある。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる場合がある。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味として】

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告【以下(5)参照】する。

イ 県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(4) 法第23条に基づく報告について（巻頭フロー図参照）

(様式1) 「いじめが疑われる事案の発生について(報告)」にて報告する。

ア いじめの事実がなかった場合

(様式1) による報告をもって対応を終了とする。

イ いじめの事実があった場合

事実確認の結果と当該事案への対策を講じその内容を(様式1)にて報告する。

当該いじめ事案への対策を実行しつつ、生徒指導課長に経過報告を適宜行う。

当該いじめ事案の解消について、生徒指導課長に(様式2)にて報告する。

(いじめに対する措置)

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(5) 重大事案と報告について

各県立学校は、法第23条に基づく報告を行おうとする事案が法に定める「重大事態」であった場合の対応は以下のとおりとする。

ア 生徒指導課長と法第28条に基づく調査の実施について、調査主体を決めるため協議を行う。

(注) 当該校は、協議資料として(様式1)に記載する内容を準備しておく。

イ 法に定める「重大事態」の発生について、県立学校人事課長に電話により報告する。

ウ 法第23条に基づく報告を、生徒指導課長宛て行う。

エ 当該いじめ事案への対策を実行しつつ、生徒指導課長に経過報告を適宜行う。

オ 法第28条に基づく調査の結果を「生徒事故報告書」にて、県立学校人事課長に報告する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(6) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

第3 年間行事予定

基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生に対するいじめ防止教育（生活指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止教育（学年・生活指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度の取組策定 ・ 企画委員会：平成26年度基本方針策定 職員会議にて周知 ・ 始業式における生活指導部長講話（生活指導部） 		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の生徒周知、HP公開、保護者説明（PTA総会） ・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間 		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業改善に関わる研究授業 ・ 学校評議員会・学校評価懇話会において基本方針の提案 		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査実施、集計 ・ 1学期評価・改善検討 ・ 終業式における生活指導部長講話（生活指導部） 		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式における生活指導部長講話（生活指導部） 		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年生保護者会で生活指導部より取り組み状況の説明 ・ 1年生、3年生人権教育の実施（人権・平和教育委員会） 		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組） ・ 平和教育講演会の実施（人権・平和教育委員会） ・ 公開授業（参観）日（彩の国教育の日、教育週間） 授業研究期間 		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査 ・ 暴力根絶教室（生活指導部）情報モラル教室（データ管理部）の実施 ・ 2学期評価・改善検討 ・ 2年生人権教育の実施（人権・平和教育委員会） 		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在り方・生き方教育LHRで「いじめ防止」指導を実施 		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間としての在り方生き方とのかかわりとして指導を実施 ・ 学校評価懇話会・学校評議員会において基本方針の協議 		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（拡大生徒指導委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 		